

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

今、わが国では、人口減少・少子高齢化が進み、これまでの社会経済システムの様々な課題が解決を迫られています。また、情報通信技術（ICT）の急速な進歩による第4次産業革命という大きな変革は、新たな社会「Society5.0¹」をもたらすと考えられており、今後、産業や生活が大きく変わっていく可能性があります。

本県は、人口減少が続いていますが、リニア中央新幹線の開業などを最大限活用できるチャンスが訪れています。このチャンスを県民生活の豊かさにつなげるため、市町村や民間企業などとのパートナーシップにより、取り組んでいく必要があります。

このため、これから本県が目指す姿をお示しし、県民の皆様と共有するとともに、その実現に向けた県の取り組みの設計図となる総合計画を策定します。

2 計画の性格と役割、期間

計画は、各部門における県計画の上位に位置する、新たな県政運営の基本指針となるものであり、約20年後の2040年頃までに目指すべき本県の姿を明らかにする長期的な構想としての性格と、リニア中央新幹線の開業後となる2030年を視野に、これからの4年間に実施する施策・事業の内容や工程等を明らかにするアクションプランとしての性格を併せ持つものです。

計画期間は、2019（令和元）年度から2022（令和4）年度までの4年間とします。

また、本計画をまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略として位置付けるとともに、行財政改革に係る取り組みについても、本計画の中で一体的に明らかにします。

なお、2015（平成27）年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）について、地方自治体においても整合性を持った取り組みが求められており、2030アジェンダに記載された「誰一人取り残さない」という考え方は、本計画の基本理念と方向性を同じくするものと考えられるため、計画の推進に当たっては、本計画の政策体系との関係を整理しながら、推進していくこととします。

¹ サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな社会を目指すもので、第5期科学技術基本計画においてはじめて提唱された